

軽自動車・バイクなどをお持ちのかた

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出や転入、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めに手続きをお願いします。

なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、下記窓口で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書
転入してきた	以前登録していた市区町村で発行された廃車証明書または標識(ナンバー)
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書

町外のかたに譲渡する場合は、ナンバーを返却してからお譲りください。

自動二輪車(125cc超)・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

次の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
自動二輪車 (125cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112

問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

小規模契約希望者登録の募集

町内小規模事業者の受注機会の拡大を目的に、公共施設の軽微な修繕や町が発注する小規模な工事などの受注を希望する事業者の登録を随時受け付けています。

町民が住宅リフォーム資金助成金を利用する場合にも、本制度に登録の事業者が発注することが条件となっていますので、ぜひご登録ください。

登録要件

町内に事業所があり、代表者が町内在住で、次のいずれの項目にも該当しないこと

- 町指名競争入札参加選定業者名簿に登録しているかた
- 希望業種を履行するために必要な資格、許可などを有していないかた
- 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ていないかた

問合せ 産業観光課(⑧番窓口) ☎62-1462

